

ミャンマーの投資制度-税制

法人税：ミャンマーにおける法人税は、ミャンマー法人および居住外国人野場合は25%。外国企業の支店等は35%もしくは累進税率（5-40%）で計算した税額の何れか大きい額が適用される。

二国間租税条約：ミャンマーは、英国、マレーシア、シンガポール、ベトナム、インド、韓国、タイと二国間租税条約を締結・発効済み。現在、インドネシア、ラオス、バングラデシュとは締結済み、発効日を調整中。ブルネイ、カンボジア、フィリピン、セルビア（旧ユーゴスラビア）、クウェートと締結交渉中。我が国は二国間租税条約対象外である。

その他税制：ミャンマーでは、税は国税と地方税から構成されており、税収の多くを占める国税は、A. 国内の生産・消費に対する税、B. 所得や所有に対する税、C. 関税、D. 国家の資産、の利用に対する税の4つに分類される。